

考えながら学ぶ違反処理法学 〔第26回〕

－ 迷ったときの違反処理ナビ Q & A －

違反処理研究会

《問198》屋外の空き地に投棄されている指定数量以上の危険物については、消防法第3条第1項に基づく措置と同法第16条の6の規定に基づく措置のいずれの規定に基づいて規制するのが良いでしょうか。

《千葉県K市消防本部 T消防署 S・Mさん》



A 消防法第3条と第16条の6のいずれの規定でも措置することができます。

【ヒント】従来から消防実務においては、廃棄されている指定数量以上の状態が貯蔵の形態を有していればそれに対して消防法第16条の6の規定に基づく措置が優先的に適用され、この規定の適用が及ばない場合には消防法第3条第1項に基づく措置が可能だとされていたのではないかと思います。つまり、消防法第3条第1項の規定に対して同法第16条の6の規定が特別法として機能するという考え方に基づいていたのです。

しかし、屋外に投棄されている指定数量以上の危険物に対しては、火災予防上の危険性を解消させたり、又は消防活動の支障等を排除できるようにといった観点から、消防長、消防署長又は消防吏員に現場での措置権限を与えたというのが消防法第3条第1項の規定の趣旨であることを考えますと、消防法第10条第1項以下の規定のように基本的に指定数量以上の危険物の貯蔵又は取扱いに係る安全規制を図る市町村長等による危険物規制の趣旨とは本来的にその規制目的が異なるもので、そもそも相互の規定間に矛盾抵触の関係が生じているとは言えません。したがって、両規定の適用に関してこれらを一般法と特別法の関係で理解するのは、基本的に適切ではないように考えられます。

つまり、極端な例でいうと、消防署長等が消防法第3条第1項の規定によって危険物の除去を命じているものに、併せて市町村長等により消防法第16条の6の規定に基づい

て除去命令の措置がとられたとしても、それは両規定に基づくそれぞれの措置が重複したというだけのことであって、消防署長等や市町村長の各々の措置権限の行使が誤りだなどとは到底言えないということになります。

なお、因みに、空き地に指定数量以上の危険物が投棄され、当該危険物が地中に浸み込んでしまったような状態の場合には当然、消防法第3条第1項では措置できませんので、こうしたケースではそもそも投棄行為自体が指定数量以上の危険物の取扱いに該当しますから当該投棄行為自体を消防法第10条第1項違反として措置することが適切ではないかと考えます。

《問199》防火管理者の選任を要する防火対象物に対して防火管理者の選任命令を出す場合に注意しなければならない点は、通常、どの様なことでしょうか。

《静岡県F市消防本部 予防課 T・Yさん》



A 防火管理者の選任は、管理権原者が資格を有する防火管理者に対して選任する旨を申し込むことと、選任される者の承諾がなければ成立しない。

したがって、消防機関としてはこうした点をしっかり認識した上で、管理権原者にも選任行為の意義を納得させ、選任までに相当な期限を明示した内容の命令書を発する必要があることに注意する。

【ヒント】防火管理者が適正に選任されたというためには、基本的に管理権原者が一方的に防火管理者を選任したというのでは不十分で、選任行為が有効に成立するのは、管理権原者が防火管理者の資格を有する者に対して防火管理者として選任する旨の申込みを行い、これに対して選任される者が選任されることを承諾する必要があります。したがって、消防機関としてはこうした点をしっかり認識した上で、相手方の管理権原者にも防火管理者の選任の意義を

十分理解させたところで命令を発出することが求められます。

現に、管理権原者が勝手に選任し、防火管理者に選任されていることを知らなかったという場合も見受けられますので注意が必要です。

また、選任命令には当然、相当な期間を示して命令の履行を求めることが大切ですから、当然、履行期限というものをも命令書の中で明確にしておかなければなりません。ただし、仮に選任命令に履行期限が明示されていなかったりしたような場合には、相当な期間の経過後に当該命令違反があったものと解されますが、履行期限の不明確な命令はとかく後々トラブルの種になりますから、できるだけ選任するまでの期限を明示することを失念しないようにしなければなりません。

《問200》現在、都市部においては「脱法ハウス」の火災事例が出ています。建物内部を3畳程度に仕切っているため、火災時には避難の遅れ等が懸念されますが、ケースによっては、市や消防機関から何度改善を指導されても改修が進まないという状況もあるようです。この様な消防対象物には消防機関による違反処理で火災危険を解消させることができると思いますが、市との関係で違反処理のやり方に何か注意しなければいけない点はあるのでしょうか。

《埼玉県K市消防本部 予防課 I・Wさん》



消防機関でとれる措置を市の建築担当部に説明し、単独か又は双方の機関が同時に違反処理を行うかどうか等について協議し、連携して対応するのが

良い。

【ヒント】現実に「脱法ハウス」での火災も発生しているようですし、この施設における避難に関しては相当危険性があることが指摘されているのですから、建築担当部局と消防機関で相互に協議して早期に火災危険の除去を図ることが必要だと思います。

具体的なケースでは、建築担当部局と消防機関の双方で長い間改善指導を行ってきているにも関わらず、なかなか指導に従ってもらえないという状況もあるようですが、こうした防火対象物にこそ使用停止命令等の処分を速やかに発して火災による人命危険の除去に努めるべきだと考えられます。

ただし、その際には建築担当部局も改善指導に関わっていることから、ここの調整を行うことが大切になります。

つまり、消防機関としては、建築基準法違反の有無に関係なく火災時の安全避難をおびやかす危険性を解消させるために、消防法第5条の措置や同第5条の2の使用停止等の措置がとれることなどを説明し、建築基準法でとれる措置を含めて建築担当部局と消防機関のどちらが是正を求めるか、又は双方で同時に是正を求めるかなどについて違反処理の検討を行うことが良いのではないのでしょうか。

基本的に、建築担当部局は具体的な建築基準法違反に対しては法上の措置をとれますが、建築基準法令の具体的な規制基準が見つからず単に火災危険が現存するだけという場合には、消防法でしか対応できませんのでこのあたりのことを考慮に入れて建築担当部局と消防機関の協議を進め、互いが連携して火災危険の解消を図っていくべきだと思います。

《問201》措置命令等を受ける者すなわち消防法上の義務者を通常「名宛人」と言っていますが、民事訴訟法関係では「送達名宛人」といった言葉が使われています。行政法上「名宛人」と「送達名宛人」の使い分けはどの様に考えておくのが良いのでしょうか。

《北海道O市消防本部 予防課 T・Yさん》



措置命令の履行を求める者を「名宛人」と言い、当該措置命令書を送付する相手先を「送達名宛人」と呼ぶことがある。

【ヒント】消防法等の法令に違反していて、その改善の義務を負って措置命令を履行しなければならない者のことを「名宛人」と言います。つまり命令書に記載されている相手先が名宛人ということになります。一方、名宛人が記載されている命令書は相手に送達されなければ効力を発揮しませんが、名宛人を記載してある命令書を送付（送達）する相手先のことを通常「送達名宛人」と呼ばれているのです。したがって、名宛人と送達名宛人とは行政上の命令に対して直接履行する義務を負っているかどうかの違いがありますので、混同しないように注意する必要があります。

送達名宛人とは、民事訴訟法で送達を受けるべき者のことを指しますが、通常、訴訟の当事者に対する送達は、次の様な者（送達名宛人）にすることができるかとされています。

まず、訴訟の当事者本人又は法定代理人に送達できます。ただし、当事者本人が訴訟無能力者であれば、法定代理人に送達しなければなりません（民事訴訟法第102条第1項）。